

# 長与町農業委員会会議録

令和5年2月24日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会



# 令和5年2月農業委員会総会

1. 日時 令和5年2月24日（金） 13時30分から17時00分
2. 場所 長与町役場4階会議室
3. 農業委員会委員 出席委員（12名）  
会長 1番 水谷 勉  
委員 2番 渡邊 章三 3番 原田 成信 4番 崎山 光子  
5番 永田 好紀 6番 岡崎 道子 7番 原口 司  
8番 山本 忠典 9番 益富 雅彦 10番 柳原 厚志  
11番 山口 多美子 12番 原田 正利
4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（6名）  
1番 永富 義徳 2番 尾崎 明光 3番 田中 光夫  
4番 山口 健士 5番 増田 博光 7番 坂本 謙二
5. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（2名）  
6番 坂口 勝利 8番 坂本 秀哉
6. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名 9番 益富 雅彦 10番 柳原 厚志  
第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第4 第3号議案 農用地利用集積計画について  
第5 第1号報告 農地改良届出報告について  
第6 第2号報告 農地転用専決処分について
7. 農業委員会事務局職員  
事務局長 山崎 昇  
農政農地係長 森 雅之  
農政農地係主事 竹中 敦月

事務局

皆さんこんにちは。総会の開催に先立ち、報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員12人全員の出席をいたしておりますが、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中6人の出席でございます。

本日の欠席者は、坂口 勝利 推進委員、坂本 秀哉 推進委員の2人です。それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和5年2月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。9番 益富 雅彦 委員、10番 柳原 厚志 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。

第3号議案 農用地利用集積計画が3件 出ております。

報告事項は

農地改良届出が1件

農地転用専決処分が6件 です。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

まず1件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご準備ください。

整理番号 1

申請地は2筆です。

申請地 長与町嬉里郷（地番） 地目 畑 面積 23m<sup>2</sup>。

申請地 長与町嬉里郷（地番） 地目 畑 面積 201m<sup>2</sup>。

2筆合計 224m<sup>2</sup>です。

農地区分は、すべて農用地区域内です。

申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷（地番）（氏名）

譲受人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載している通り、譲渡人は平成26年に、相続により農地を取得していますが、耕作はしておらず、隣接地を所有している譲受人に贈与するものです。

譲受人の耕作地は、21,721.44m<sup>2</sup>、労働力は2人です。

都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。議案書の2ページをお願いします。

図面の左側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地確認を行っておりますので、説明をお願いします。

2番 渡邊 章三 委員

2番

はい、今説明がありましたように、現地の調査を会長代理で行いました。現地はですね、（地区名）の上のはうで、現在、町道の脇でございます。私も見に行って、ちょっとびっくりしたんですが、これ資料No.1を見ていただければ分かると思いますが、以前はここにビワのハウスがあつたそうです。その後ですね、その（譲受人）さんが後を受けて、そしてハウスを建てたんですが、その後も、ビワをやめてですね、もうそのままになっている状態ということでございました。中を見ると奥のはうはもう竹やぶであります、なかなか入って行けそうもないところのようでした。それでここ整備するには竹を切ってしまって、そしてハウスを外さないと、畑にはならないのかなという状況でございました。（譲渡人）さんもですね、もう本人もどうしようも出来ないということで、親戚である（譲受人）さんのほうにですね、お譲りしたいという申し出がありました。そういうことで手前のほうはですね、以前は大きな木があって、それを取りあえず道に被らないように切ったということで、まだ切ってからそう長くない時間だなというふうに見てきました。（譲受人）さんに譲っていただいて、あとは（譲受人）さんのほうで伐採して畑にするか、あるいはハウスを片付けてしまって畑にするというようなその方策はあるというふうに聞いております。以上です。

議長

続いて担当農業委員さんお願いします。

8番 山本 忠典 委員

8番

はい、自分が15日の日に仕事で行けなかつたので、18日に現地の確認に行きました。そうしたら、やはり、渡邊委員が言われたとおり手前のほうは少し切ってありました。この譲渡に関して疑問視するところは多々あるんですけど、今そのまま置いておいても、本当にもう手前のほうを切る前はもっとひどかったのですね、それはずっと見ていて、隣にすぐ住宅地があるんですけど、そちらの方にも藪になってきてるので、経過観察ではあると思うんですけど、もう（譲受人）さんのほうに譲っていただいて、管理していただいてですね、耕作放棄地というか、周りからの苦情もないような感じの手入れをしていただければなと思っております。それだけです。よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

1件目の農地法第3条の許可申請を、許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2件目です。第1号議案の4ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご準備ください。

整理番号 2

申請地は2筆です。

申請地 長与町平木場郷（地番）地目 畑 面積 151m<sup>2</sup>。

申請地 長与町平木場郷（地番）地目 畑 面積 723m<sup>2</sup>。

2筆合計 874m<sup>2</sup>です。

農地区分は、すべて農用地区域内です。

申請者は

譲渡人が、熊本県熊本市（地番）（氏名）

譲受人が、長与町丸田郷（地番）（氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は2筆合計で○○円、10aあたりの単価は○○円です。

備考欄に記載している通り、譲渡人は県外在住のため、申請地の管理が困難であり、以前から譲受人が借り受け耕作していましたが、今回売買により所有権を移転するものです。

譲受人の耕作地は、8,468m<sup>2</sup>、労働力は2人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。議案書の5ページをお願いします。図面の上側に（施設名）がございます。（施設名）の南側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで、ご確認いただければと思います。以上で

す。

議長 ただいまの説明に関連して、現地確認を行っておりますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾崎 明光 推進委員

推進委員 2番 説明いたします。2月15日の午後1時30分より、現地の確認を行いました。この備考欄に書いてありますように、今回の譲受人の方が4年ほど前から借受けしております。当時は遊休農地で、カズラが結構覆うような状態でしたけども、借りられて処置をされて、野菜ができるような状態にされてですね。もう4年ほど野菜をずっと作っておられて、管理もよくされて、自分の土地であるところも野菜をきちんと作っておられますので、ここが農地として今後ずっといい状態でありますので、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

5番 永田 好紀 農業委員

5番 今、尾崎明光さんから報告がありましたとおりでございます。私から補足すると、4年前に山林化していた遊休農地をきれいに畑にされ、それで、今まで畑をされておりました。それを自分のものにされることですので、私は非常によいことだなと思っております。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

#### 【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

2件目の農地法第3条の許可申請を、許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

#### 【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。

第2号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご準備ください。

整理番号 3

申請地 長与町岡郷（地番）地目 畑 面積 93m<sup>2</sup>です。

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷（地番）（氏名）

譲受人が、長与町高田郷（地番）（氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

転用目的ですが、この土地のほかに周辺の宅地4筆と同時に購入され一体的に宅地として造成を予定しております。農地転用の箇所については、駐車場への進入路となります。

備考欄に記載のとおり、譲受人は、譲渡人から申請地を含めた土地を購入し、住宅用地とする。雨水排水は既存の水路に、污水等は既存の下水道にそれぞれ接続する。周辺農地は申請地よりも高所にあるため、営農への被害はありません。なお、併用地を含めた全体面積は723.67m<sup>2</sup>となっております。区域区分は、都市計画区域外となります。立地基準は、第2種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在ですが、2ページをお開きください。岡郷にあります（施設名）の北側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地確認を行っておりますので、農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番

2月15日の午前9時20分から渡邊農業委員、森係長、竹中さんと業者の方と私で現地確認をしました。（譲受人）さんは、（譲渡人）さんのお住まいと小屋を含めた申請地を購入されます。申請地の上の段に駐車場を作るということで、申請地は道路になります。（譲渡人）さんは以前から嬉里に住まわれていて、小屋は使われていたようですが、体調不良で畠仕事が出来なくなられたようです。去年の農地パトロールで、その前の年はものすごくきちん

と管理されていたんですけど、今回、もうやめられるのかなということで、個人的な意見なんんですけど、とても残念に思いました。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、県へ進達することに決定いたします。

続いて、第3号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第3号議案をご準備ください。1ページから2ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。3ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町三根郷（地番）（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町三根郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

所在 三根郷（地番）地目 畑 面積 612m<sup>2</sup> です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。

期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までの1年間です。

平成20年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

年間の借賃は〇〇円です。

土地の所在を説明します。5ページをお開きください。図面左側にある、橋の東側に位置

した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 はい、2月15日の午後から渡邊委員と森さん、竹中さん、柳原委員と私の5人で現地を確認しました。継続であり別に問題ないと思いますが、借地期間が1年ということで、ちょっと短いんじゃないかなと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柳原 厚志 農業委員

10番 私のほうからも少し補足説明をしておきます。先ほど田中さんが言われたように、貸し借りの契約が1年ということなんですね。ずっと（借入）さんがこの場所は、（貸入）さんから借りて野菜を作っていましたんですけど、（借入）さんも体調的に現在あまり農業をされない状態なので、これから先、健康面において長くできるかどうかも分からぬということで、（借入）さんも、1年契約で借りるようにされたと思っております。ここは場所的にいいところなんですけど、なかなか（借入）さんも、体調が悪くて、去年のミカンもなかなか手を入れきれなくてですね。先ほど言ったように1年契約ということで、ご了承願いたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

#### 【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

#### 【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。6ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町三根郷（地番）（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町平木場郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

三根郷（地番）地目 田 面積 1, 102m<sup>2</sup> 以下2筆です。

2筆合計 1, 781m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間です。

平成17年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

年間の借賃は2筆合計で○○円です。

土地の所在を説明します。8ページをお開きください。図面左側にある、橋の東側と北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員  
3番

はい、ここも15日に同じメンバーで現地を確認しました。継続ということもあり、何も問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柳原 厚志 農業委員

10番

はい。（貸人）さんの水田は圃場整備をされており、作りよい場所であります。ひとつの場所は先ほどのところと、道を挟んで隣同士になる場所です。あと、8ページの細長いほうが、川を挟んで下のほうになる場所なんんですけど、ここも圃場整備をされて、作りよい場所であります。（借人）さんは、去年はミカンをされてたんですけど、体調不良で自分では出来ない

ということで、親戚の方が来て何とかミカンの管理をして、農協に出されるようなミカンを作られております。それで契約期間が3年間ですので、ここ3年ぐらいは何とか作れるだろうということで（借人）さんも言われておりましたので、3年で継続していただければと私は思っております。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、3件目の審議に入りますが、ここで、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを申し上げます。従いまして、○○委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

【委員退席】

それでは3件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3件目です。9ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長与町斎藤郷（地番）（氏名）

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町斎藤郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

斎藤郷（地番）地目 畑 面積 1, 654m<sup>2</sup>のうち1, 140m<sup>2</sup>です。  
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。  
期間は、令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間です。  
平成30年から借り入れており、今回1回目の更新となります。  
年間の借賃は〇〇円です。  
土地の所在を説明します。11ページをお開きください。図面右側にある、（施設名）の西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地確認を行っておりますので、農業委員さんから説明をお願いします。

2番 渡邊 章三 農業委員

2番 はい。それでは説明いたします。今事務局から説明があったとおりですけども、今回1回目の更新ということで、継続になります。（貸人）さんは別の仕事をされており、なかなか農業はされておりません。（借人）さんのお母さんの代から、ここを借用されておりまして、お母さんが亡くなった後に、（借人）さんが続行して作物を作っているということです。中身は野菜で、いろいろな品種を作つておられます。斎藤は今特に、イノシシが多く出ておりまして、ここは電気柵を全部敷き詰めて、そうしたらイノシシが来なくなつたということで、その他にもイノシシ対策としてはメッシュ等も国の事業で張つております。場所的には、道路端で排水も良く、いい畠じゃないかというふうに感じております。本人も一生懸命されておりますので、間違いないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

#### 【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。  
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

#### 【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

### 【委員入室】

これからは、報告事項に移ります。農地改良届出の報告について、事務局からお願ひします。

事務局

それでは、報告いたします。

まず、令和5年2月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

続きまして、農地改良届出の報告です。1ページをご覧ください。資料につきましてはNo.4をご覧下さい。

#### 農地改良届出報告書

土地の所在等は長与町斎藤郷（地番）地目 田 面積 1,562m<sup>2</sup>のうち80m<sup>2</sup>の改良となります。

所有者・耕作者ともに、（地番）（氏名）

施行期間 許可日から3月5日まで

農地改良の目的 園内道路整備

以上のとおり令和5年2月3日に提出され、同日に現地確認を行いましたので報告します。

令和5年2月24日 農業委員 渡邊章三、農地利用最適化推進委員 坂本謙二。代読でございます。

届出の場所を申し上げます。2ページをお開きください。斎藤郷にあります（施設名）の西側に位置しております。赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

専決処分事項でありますが、園内への進入路となっております。渡邊委員、概略の説明をお願いします。

2番

はい、それでは資料のNo.4を見てください。横に写真が載っていると思いますが、2枚ですね、もう一つ、今度は平面図というのがその裏に、緑と黄色で載っていると思います。この2枚を参照していただきたいと思います。この届出書2ページの赤い丸のところが現地です。そして、その下の黄色で囲った枠が、図面というふうになります。この写真に電柱がありますけども、こここのところに赤と、青の絵があると思いますが、こういう格好で、道路か

ら斜めに、畑に進入道路を作るということです。それと町道のほうは下の図面でガードレールが、張ってあるんですね。その一本を撤去しては入口を4mにするということで、写真の格好で作ると。それと、2枚目の図面で縦に長く縁で入って、それから右のほうにおいて、下の段の畑に行くということになっているそうです。実はここの面積が約1反5畝ぐらいあるんですが、ここは耕作放棄地で、もう多分5~6年以上経ってるかなと思います。ここはもともと水田だったんですけど、膝ぐらいまで入る泓田で、どうしようもないということで、借りる人もおらずそのまま放棄地になっていると。話を聞きますと、(借人)がここを借りるという話を聞いております。そのための進入路ですね。現在は、そこの田をユンボで溝を切っておりました。やはり泓田なので水がもう溜まっています。だから、本当に野菜ができるかなあという気はしますけど、溝を掘ればそれなりに排水がよくなるんじゃないかなというふうに見ておりました。以上です。

議長 坂本推進委員、何か付け加えることはありませんか。

推進委員 はい。渡邊委員がおっしゃったとおり、ここは大分前から耕作放棄地であったところです。周りに全体的に家があるところなんんですけど、草刈り代だけで、業者を雇って年間約2回で〇〇円くらいかかるんですよ。それで、借りてくれる人がおってよかったですという話をこのごろしたばかりです。放っておいて毎年草刈り代を払っていくくらいなら、賃貸料がどのくらいあるか知らないけど、もうそっちのほうがいいということで話をして、本人も助かったって言っている状態でした。(借人)さんに借りていただいて、これは渡邊さんが紹介していただいたと思ってるんですけど、本当にありがとうございました。以上です。

議長 ただ今の報告について、何か尋ねたいことはありませんか。

#### 【お尋ねなし】

続いて、農地転用専決処分報告書の届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、農地転用専決処分の報告です。1件目と2件目については、関連がありますのでまとめて報告いたします。

報告事項の4・5ページをご覧ください。資料につきましてはNo.5をご覧下さい。  
まずは1件目です。

農地転用専決処分の報告書

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出です。

1. 当事者の氏名・住所

譲渡人は、(氏名) 長与町高田郷 (地番)

譲受人は、(氏名) 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等 長与町高田郷 (地番) 地目 畑 面積 522m<sup>2</sup>です。

3. 転用計画 転用の目的は、長屋住宅の建築です。譲渡人と譲受人の共有名義で建築するため、土地の持分10分の1を贈与するものです。

4. 申請日 令和5年2月8日

5. 専決処分の日 令和5年2月8日

続いて2件目です。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出です。

1. 当事者の氏名・住所

届出者は、(氏名) 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等 長与町高田郷 (地番) 地目 畑 面積 522m<sup>2</sup>以下2筆です。2筆合計1,540m<sup>2</sup>です。なお、(地番)については、持分10分の9についての転用となります。

3. 転用計画 転用の目的は、長屋住宅の建築です。

4. 申請日 令和5年2月8日

5. 専決処分の日 令和5年2月8日

土地の所在地を説明します。6ページをお開きください。高田郷にあります(施設名)の北東側に位置した黄色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、7ページで、ご確認いただければと思います。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和5年2月24日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

続いて、事務局から説明をお願いします。

事務局

3件目と4件目については、高田南土地区画整理事業の住宅用地としての転用届となって

おりますので、まとめて報告いたします。

報告事項の8ページをお開きください。資料につきましてはNo.6をご準備ください。

1枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、2枚目以降に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

3件目 売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名) 長崎市 (地番)

譲渡人は、(会社名) 大阪市 (地番)

2. 土地の所在等 届出の筆は2筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番) 面積 2 9 9 m<sup>2</sup>

高田郷 (地番) 面積 2 6 2 m<sup>2</sup> 2筆合計 5 6 1 m<sup>2</sup>です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、

(街区番号) 面積 1 1 1 m<sup>2</sup>

(街区番号) 面積 9 2 m<sup>2</sup>となります。

4. 申請日 令和5年1月30日

5. 専決処分の日 令和5年1月30日

続いて4件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名) 長崎市 (地番)

譲渡人は、(会社名) 大阪市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 5 7 8 m<sup>2</sup>。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り

(街区番号) 面積 2 0 3 m<sup>2</sup>となります。

4. 申請日 令和5年2月16日

5. 専決処分の日 令和5年2月16日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和5年2月24日 長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

続いて、5件目について事務局から説明をお願いします。

事務局

5件目です。

報告事項の10ページをお開きください。資料につきましてはNo.7をご準備ください。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(会社名) 福岡市 (地番)

譲渡人は、(氏名) 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等。

届出の筆は2筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 717 m<sup>2</sup>。

高田郷 (地番)、面積 81 m<sup>2</sup>。

2筆合計 798 m<sup>2</sup> です。

3. 転用計画は、住宅用地です。資料をご覧ください。3区画の造成を予定しております。

4. 申請日 令和5年2月14日

5. 専決処分の日 令和5年2月22日

土地の所在地を説明します。11ページをお開きください。高田郷にあります(施設名)の北東側に位置した赤色で表示してある場所が、申請地です。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和5年2月24日 長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

続いて、6件目について事務局から説明をお願いします。

事務局

続いて6件目です。報告事項の13ページをお開きください。資料につきましてはNo.8をご準備ください。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(会社名) 福岡市 (地番)

譲渡人は、(氏名) 住所 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

高田郷（地番） 登記地目 畑 面積 30m<sup>2</sup>

3. 転用計画は、駐車場の一部です。15ページの字図をご覧ください。申請地の北側にあります高田郷（地番）は、平成30年2月に駐車場として農地法第5条の届出の申請があり受理しております。今回の申請地は、隣接地の申請漏れが判明したため新たに申請するものです。

4. 申請日 令和5年2月20日

5. 専決処分の日 令和5年2月22日

土地の所在地を説明します。14ページをお開きください。高田郷にあります（施設名）の北東側に位置した黄色で表示してある場所が、申請地です。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和5年2月24日 長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

以上で、報告事項を終わります。次に、行事報告を、事務局お願いします。

【この後令和5年2月の行事報告が行われた】

3月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局

3月24日（金）9時30分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長

以上を持ちまして、長与町農業委員会2月総会を閉会します。